

令和7年度 天童市立津山小学校 いじめ防止の基本方針と対策

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どの学校にも、どの学級にも起こり得ることから、学校は、校内組織だけでなく、家庭や地域と連携しながら、継続して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組んでいかなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進める必要がある。その前提として、未然防止となる「いじめを生まない土壌づくり」の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践していくことが求められる。

1 いじめの定義理解

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を当たれる行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。起こった場所は学校の内外を問わない。

けんかやふざけ合いであってもいじめに該当するか否かを判断する必要がある。

また、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに相当する。

2 いじめについての基本的な認識

II 未然防止

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をもち、好ましい人間関係、共感的関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいく必要がある。

○いじめについての共通理解

○いじめに向かわない態度・能力の育成

○早期発見のシステムづくり

○いじめは許さない土壌づくり

III 早期発見

いじめ問題を早期に解決するためには、「早期発見」が重要である。日頃から教職員と子どもたちの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくく、潜在化しやすい。そのため、子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上と、教職員間での情報の共有や保護者からの情報の収集などが求められる。

○丁寧な児童生徒理解

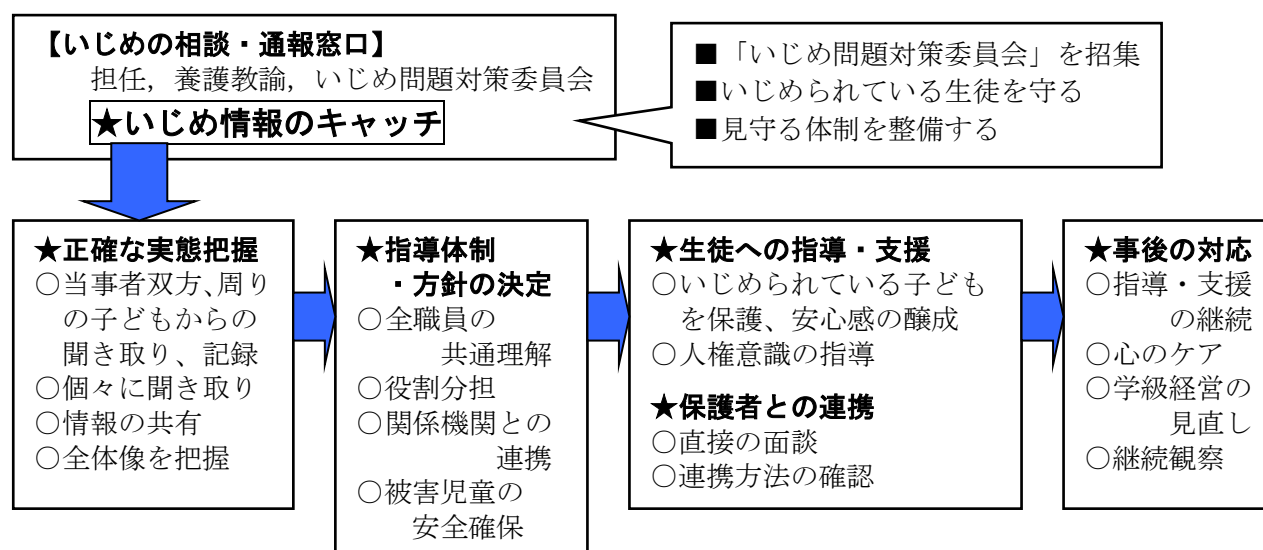
○児童の声収集（アンケートや面談）

○多方面との連携（児童、教職員、保護者、地域）

IV 適切な対応

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に、早期に適切な対応を進める。解決に向けて、教職員が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的、継続的にそして迅速かついねいに対応していく。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられている子ども（被害者側）に対して

【子どもに対して】

- つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図りながら、事実確認を進めるとともに、「必ず守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝えるとともに、自尊感情や自信を高めるようにしていく。

(2) いじている子ども（加害者側）に対して

【子どもに対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向けて指導する。
- 毅然とした対応とねばり強い指導を進める。その場合、心理的な孤立感・疎外感を与えないように配慮しながら、いじめは許されない行為であることやいじめられている子どもの気持ちを認識させる。

(3) 周りの子どもたちに対して

- 学級・学年・学校全体の重大な問題として考え、いじめの「傍観者」から抑止する「仲裁者」への転換を促していくとともに、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- はやし立てたり、見てみぬふりをしたりする行為も、いじめの肯定であることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正しい考えに基づいた勇気ある行動であることを理解させるとともに、いじめ問題は自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導の重要性

- いじめが解消したと見られる場合でも、観察と必要な指導を継続するとともに、随時教育相談を行い状況把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけたり、褒めたりしながら、自信を取り戻させる。
- 関係機関の活用を図りながら、被害者側・加害者側双方の心のケアにあたる。
- いじめ問題の発生と解決を契機として、再発防止・未然防止のための取組の洗い出しや校内研修を進め、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- いじめの解消は「最低でも3ヶ月の間いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の要件を本人・保護者に確認した上で解消とする。
- 解消後も継続的に状況の把握に努める。

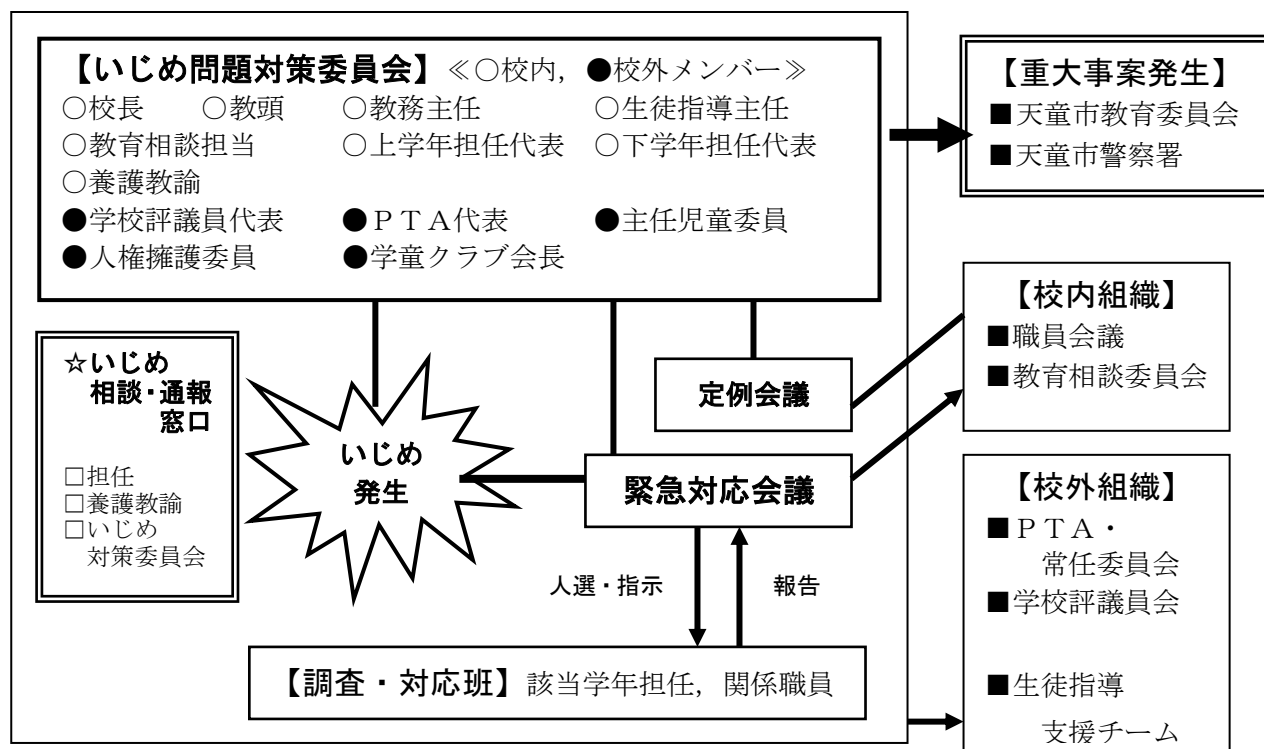
3 迅速な対応のために

V いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、教職員の共通理解を図りながら、学校全体で組織的な取組を行うことが必要である。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、「いじめを生まない土壌」をつくるための「予防的」「開発的」な取組を、全教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、『いじめ問題対策委員会』を設置し、チームを中心として、教職員全員で共通理解を図りながら、総合的ないじめ対策を行っていく。

1 『いじめ問題対策委員会』の設置



○いじめ問題対策委員会の定例会議は、年1回開催する。

○いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開催し、調査・対応を進める教職員の人選や指示を行う。

○いじめ問題対策委員会での内容や事案への対応については、職員会議において、教職員に周

知徹底する。

2 『いじめ防止年間指導・活動計画』の整備 【いじめ防止に向けての年間指導・活動計画】

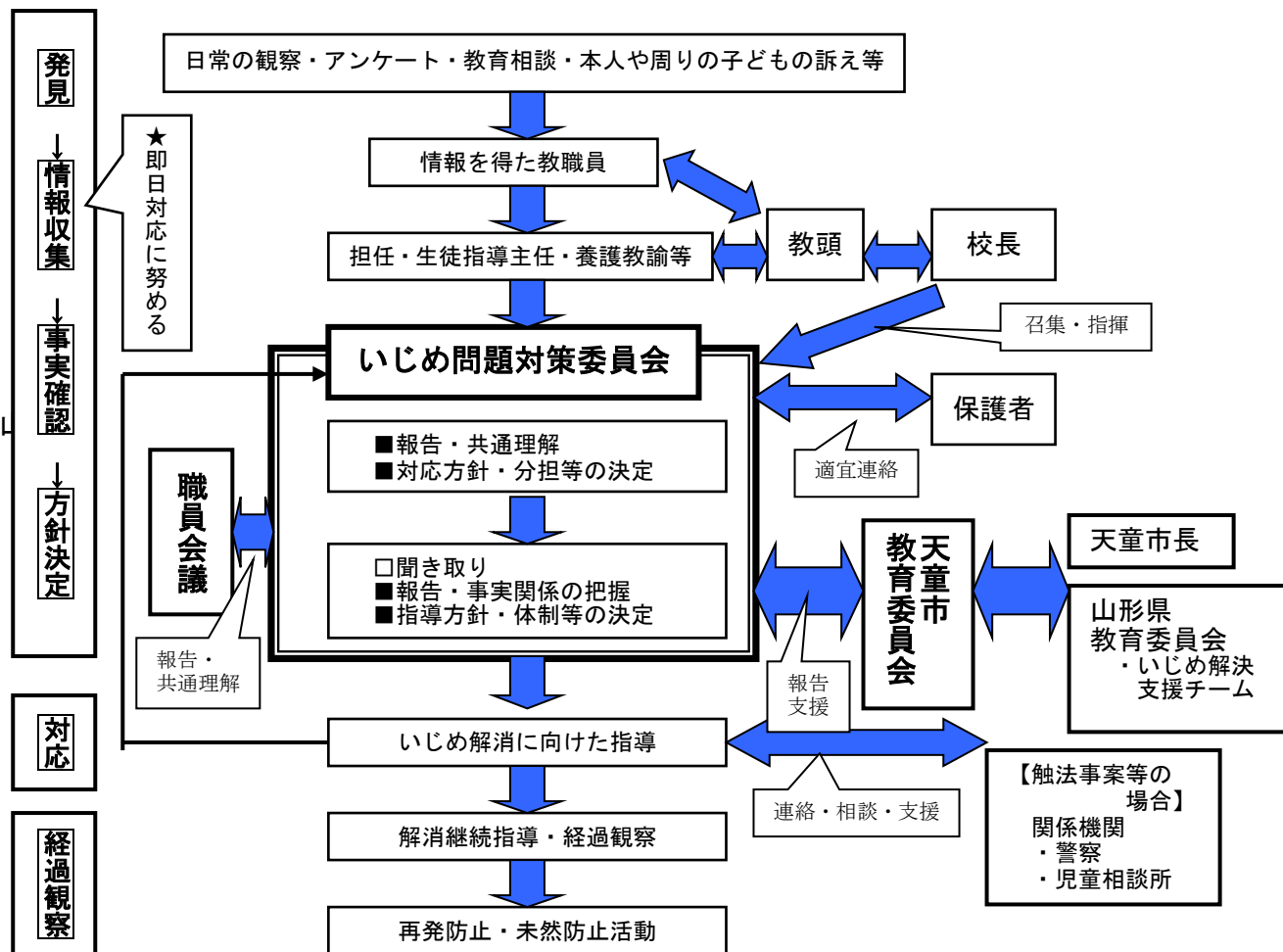
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	★いじめ問題対策委員会の会議 <校内メンバー> ・指導方針 ・指導計画等 ☆職員会議で共通理解 ○保護者への広報周知 ・PTA総会 ・学級懇談 ・資料等配付	保護者面談	学校評議員会 民生児童委員会	保護者面談		
防止対策	学級での人間関係基盤づくり		児童会から1学期総括と活動提案		新たな学級活動づくり	
早期発見	児童会から	Q-Uの実施・分析	Q-U研修会		児童会から	
	定例アンケート		◆いじめアンケート 教育相談・面談			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	☆職員会議で共通理解 ・学級経営や生徒指導の留意事項	事案発生時、緊急対策会議の開催 ○保護者研修会	保護者面談	★いじめ問題対策委員会 校外メンバーへの報告	学校評議員会	★いじめ問題対策委員会の会議 <校内メンバー> ・本年度のまとめ ・次年度の課題検討
防止対策	学級での人間関係の注視 Q-Uの実施・分析 児童会から	人権教育重点期間 児童会から2学期総括と活動提案	Q-U研修会	成長を実感できる学級活動づくり	児童会活動の総括	
早期発見	◆いじめアンケート 教育相談・面談		定例アンケート			

VI

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まずに、学校全体で対応を進める。担任が一人で抱え込み、適切さや配慮等に欠ける対応をしたため、逆に子どもをよりつらい状況に追い込んでしまい、問題解決に向かわずに問題が長引いたり、より複雑化させたりしてしまうことがある。

そうした状況を避けるためにも、校長が「いじめ問題対策委員会」による「緊急対策会議」を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組んでいくことが必要である。



【対応を進めるにあたっての留意点】

- いじめの事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。
- いじめ解消に向けて取り組むにあたっては、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- いじめが重大事案である場合や、いじめられた側といじめた側の意識にズレが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討し慎重に対応を進める。